

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律
の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

1. 関税法及び関税暫定措置法の一部改正に伴い、次により関係政令の整備を行うこととする。
 - (1) 保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出手続及び認定通関業者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出手続を定めることとする。(関税法施行令第43条の2及び第69条の2関係)
 - (2) 関税割当制度の適用を受ける物品につき平成22年度又は同年度上期の関税割当数量を定めることとする。(関税割当制度に関する政令別表関係)
2. 特恵関税制度について、特恵関税の便益を与えない物品として中国を原産地とするソーダ灰等を指定することとする。(関税暫定措置法施行令第25条関係)
3. その他所要の規定の整備を行うこととする。
4. この政令は、平成22年4月1日から施行することとする。